

五十猛小学校いじめ防止基本方針

令和7年5月 改定
大田市立五十猛小学校

はじめに

なかよし合言葉

『みんなを大切に』

- ㊦ 名前に「さん」をつけて呼ぼう。
- ㊧ 考えてから 言おう。
- ㊨ よいところを 見つけよう。
- ㊩ 失敗をせめるのは やめよう。

五十猛小学校 なかよし生活委員会が考え、取り組んでいる本校の「なかよし合言葉」である。子どもたちで話し合い、考えた「なかよし合言葉」に込められた思いやりの心・差別をなくす意識・正しい善悪の判断・主体性等が育っていけば、笑顔いっぱいの学校になると考える。

人権教育、道徳教育を充実させることにより、子どもたち全員に思いやりの心等を育むことで、いじめの未然防止につなげていきたい。

しかし、成長の過程にある小学校段階では、現実的には、いじめほどの子どもにも起こり得るもので、本校においてもこの認識のもと、早期発見、迅速で誠実な対処を行うよう、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組んでいく。

1 学校いじめ防止基本方針

○いじめの防止に関する基本的理念

「子どもたちがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置しないようにする。」

- ・いじめをしない、させない、許さない子どもの育成を目指す。
- ・いじめ問題に対する子どもたちの理解を深める。

○いじめの定義

【いじめ防止対策推進法における“いじめの定義”】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○いじめに対する認識

いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがある。

この趣旨を踏まえ、全ての子どもに「いじめは決して許されない。」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

いじめは、どの子どもにも起こりうる問題である。

いじめはどの子どもにも起こり得る問題であることから、全ての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。そのためには、自分を大切にできる自尊感情，他を大切にできる思いやりの心を，心通い合う学級や学校の雰囲気の中で育てていく。

いじめは遊びやふざけ合いを装って行われるなど，大人が見えにくく判断しにくい形で行われる。

いじめは大人の目の付きにくい状況で行われることが多い。早期発見のためには，子どもと教職員との信頼関係を構築し，何でも話せる雰囲気を作ることや組織的にアンテナを張りめぐらせ，情報を迅速にキャッチする必要がある。

いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

いじめはれっきとした人権侵害行為である。よって，いかなる理由があろうともいじめた側が加害者であり，いじめられた側が被害者となる。この認識を教職員が共有して子どもへの指導を行う。

いじめが発生した際には，いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し，いじめから守る。

いじめを発見したり通報を受けたりした場合は，速やかに組織的に対処する必要がある。被害者や通報者を守ることを第一に考えるとともに，加害者の人間的な成長を念頭に置き，毅然とした態度且つ温かな態度で，指導・支援を行う。

2 未然防止の取組

国，島根県，大田市のいじめ防止基本方針に基づき，本校の基本方針及び具体的方策を策定し，更にPDCAサイクルによる見直しを行い，関係者と一丸となって未然防止の取組の改善・充実を図る。

○体制の整備

- ・いじめの未然防止及び早期発見，早期対処等に関する措置を迅速かつ適切に行うため，保護者及び地域住民を含んだ「五十猛小拡大いじめ対策委員会」を設置する。（いじめの防止等の対策のための組織の表と図参照）

○子どもの実態把握と子ども理解の深化

- ・子どもの実態を把握し、ネットトラブルに巻き込まれないよう子どもに指導するとともに、保護者にも啓発していく。また、日ごろから人を誹謗中傷するような言動がないよう、日常生活場面や授業などで指導を繰り返すことで、インターネット上でのマナーやモラルについての基礎も養っていく。
- ・生徒指導の充実のため、生徒指導体制の整備、職員会議及び子どもを語る会の定期的な実施等を行う。

【子どもを語る会】

毎職員会議時に行い、日常的に問題行動や対処の共通理解を図る。

- ・家庭及び地域と連携を図り、いじめ防止等の効果をあげるため、各種便りによる子どもの生活状況の周知、個人懇談及び連絡帳の活用による情報の共有を行う。
- ・保護者との連携を図り、メディアに関する内容について、学校保健委員会やPTA研修会を実施する。

○集団づくり

- ・異年齢集団による縦割り班（たけのこ班）活動により、掃除やレクリエーション等を日常的に行うことを通し、誰とでも協力し合う態度を養う。
- ・WEBQ Uを年2回実施する。1回目の結果をもとに全教職員で分析し共通理解のもと、よりきめ細やかな生徒指導を行う。そして、2回目の結果を1回目の結果と照らし合わせて、より有効な手立てを探る。
- ・校内人権週間（たんぼぼ週間）を学期に1回ずつ実施する。特別活動等との連携を密接に図る。

○いじめ解消に向けた実践力育成

- ・なかよし生活委員会を中心に人権意識の高揚に関する子ども自身の主体的な活動の促進を図る。
- ・年間計画に沿って、みーもスクール（自然体験活動）等の感動を味わう体験学習を取り入れることで、豊かな心を養う。
- ・人権の花運動などに参加し、奉仕の心を養い、子どもの健全育成を図る。
- ・コミュニケーション能力を高めるとともに、ペア学習やグループ学習を計画的に授業に取り入れることで、より良い人間関係づくりを図る。

○職員研修

- ・教職員の資質能力向上のため、年間計画に沿った校内研修等を行う。

【教職員の資質能力の向上のための校内研修年間計画】

※人権ミニ研修を毎月実施

月	研修名	具体的な内容	参加者
4	第1回生徒指導研修	配慮を要する子どもの共通理解を図る。 生徒指導の意義や目的等について確認する。	全教職員
5	第1回Q-U研修	WEBQUの目的や方法等について学び、理解を深める。	全教職員
7	メディアに関する研修(外部講師を招く)	インターネットとの付き合い方について学ぶ。	児童 保護者 全教職員
8	人権教育研修	外部講師を招くなどし、今日的な人権課題について考える。	全教職員
	第2回Q-U研修	WEBQUの結果を全員で分析し、課題と今後の指導について共通理解する。	全教職員
	カウンセリング研修(講師…SC)	不登校傾向にある子どもへの対応について学び、今後の対処について考える。	全教職員
9	第3回生徒指導研修	「共感的な人間関係」の育成において大切にしたいことについて考える。	全教職員
11	第4回生徒指導研修	「自己決定の場」を提供するために大切にしたいことについて考える。	全教職員
12	第3回Q-U研修	WEBQUの結果を1学期の結果と比較し、課題と今後の指導について共通理解する。	全教職員
1	第5回生徒指導研修	「安心・安全な風土の醸成」について大切にしたいことについて考える。	全教職員
3	今年度のまとめ	1年をふり振り返り、次年度へ引き継ぐ内容について共通理解する。 ・支援の実践の成果と課題の確認 ・支援の必要な児童について支援体制の確認	全教職員

3 早期発見のための取組

毎学期の教育相談等の実施により、いじめの実態把握に取り組むとともに、いじめの早期発見のために、子どもと教職員との信頼関係を構築し、何でも自由に話せる雰囲気を作ることや組織的にアンテナを張りめぐらせ、情報を迅速にキャッチすることに努める。

○校内体制

- ・「五十猛小いじめ対策委員会」を設置し、早い段階から複数の教職員で関わる体制を整備する。(いじめの防止等の対策のための組織の表と図参照)

○教育相談の充実

- ・心のアンケートを各学期に1回ずつ実施し、子どもの悩み等の実態把握に努めるとともに、いじめの早期発見に努める。
- ・心のアンケートを受け、子ども一人一人と教育相談を実施する。担任を中心として行うが、子どもの希望により相談しやすい教職員への相談もできるようにし、子どもが安心して相談できるようにする。

【教育相談】

心のアンケート（6月，10月，2月）の実施後，教育相談を行う。

○保護者との連携

- ・連絡帳等を通じて、子どもの生活の様子を保護者に日常的に伝える。また、様子が気になる子どもや連続して欠席する子どもについては、家庭訪問や電話連絡等で家庭とこまめに連絡を取り合う。また、必要に応じて、SCへつなげる。

4 いじめ発生時の対処

(1) 校内体制

いじめが発生した場合は、「五十猛小いじめ対策委員会」を開催し、情報収集や記録を行う。(いじめの防止等の対策のための組織図参照)

(2) 教育委員会への報告

五十猛小いじめ対策委員会の組織が中心となり、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告する。

(3) 対処の手順

○事実関係の把握

五十猛小いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係者から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。さらには、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けての対策を講ずる。

【具体的な聴き取り内容】

<いじめを受けた子どもに対して>

- ・いつ頃からか
- ・誰がどんな行為をしたか
- ・その時、どう感じたか
- ・今、どう思っているか
- ・周りの子どもの様子はどうか

<いじめた子どもに対して>

- ・いつ頃からか
- ・誰にどんな行為をしたか
- ・動機や理由（正当化に注意しながら）
- ・その時、どう感じたか
- ・今、どう思っているか
- ・周りの子どもの様子はどうか

○いじめられた子どもやいじめた子ども、周囲の子どもに対する指導、支援

「五十猛小いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに組織的に対処する。いじめられた子どもを守ることを優先するとともに、いじめた子どもの人間的な成長を念頭に置き、毅然とした態度且つ温かな態度で、指導・支援を行う。また、周囲の子どもに対しても、自分の問題として認識させ、直接いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。

○当該の子どもとその保護者への説明

聴き取り調査等により明らかになった事実関係について、経過報告も含めた説明を行う。

○指導、支援、働きかけや取組に対する評価、検証と改善

教職員、児童、保護者、地域が評価を行い、取組の見直しを行う。評価を生かした改善策を「五十猛小拡大いじめ対策委員会」で協議し、保護者や地域の願い、考えを取り入れたものにしていく。

○他の保護者への説明の必要性の判断とその実施

聴き取り調査等によって明らかになった事実関係について、他の保護者への説明が必要と校長が判断した場合は、適時・適切な方法で説明を行う。

○背景や学校の課題等の分析

平素からいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、教職員全員の共通理解を図る。また、いじめが発生した場合は、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学

校及び教職員がどのように対応したか等の分析を行い、当該事態への対処や同様の事態の発生防止に努める。

(4) 再発防止に向けた取組

○関係機関との連携

必要に応じて医療機関や民生児童委員等との連携を図る。そのため、平素から連絡会議の開催等により、情報共有体制の構築に努める。

○地域や家庭との連携強化

スポーツ少年団や地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校内外の多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働して取り組む体制を整備したりすることに努める。

○自己有用感を高める教育活動

他者とのコミュニケーション能力や思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・表現活動等を取り入れた授業づくりを推進する。また、体験活動を通して、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係作りに努める。

5 重大事態発生時の対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき。

(2) 学校が主体となって調査する場合の校内体制

重大事態が発生した場合は、「五十猛小拡大いじめ対策委員会」及び「五十猛小いじめ対処関係者会」を設置し、外部専門機関との連携を図りながら、指導・支援するとともに、重大事態の調査・対処を行う。(いじめの防止等の対策のための組織の表と図参照)

【いじめの防止等の対策のための組織(兼 重大事態の調査組織)】

◇役割・組織・構成員

役割	組織	構成員
学校いじめ防止基本方針について <ul style="list-style-type: none"> ・策定 ・評価 ・見直し 	②五十猛小 いじめ問題職員会議	全職員
学校いじめ防止基本方針に沿った実践 <ul style="list-style-type: none"> ・事象への対応 ・情報収集, 記録 ・指導・支援の体制と対処方針の決定 	①五十猛小 いじめ対策委員会	校長, 教頭, 生徒指導主任, 人権教育主任, 養護教諭, 関係者
学校いじめ防止基本方針に沿った実践 <ul style="list-style-type: none"> ・共有 	②五十猛小 いじめ問題職員会議	全職員
学校いじめ防止基本方針について <ul style="list-style-type: none"> ・改善に向けての審議 	③五十猛小 拡大いじめ対策委員会	【校内】校長, 教頭, 生徒指導主任, 人権教育主任, 養護教諭, 関係者 【校外】まちづくりセンター長, 社会福祉協議会長, 主任児童委員, PTA会長
重大事態の調査・対処	③五十猛小 拡大いじめ対策委員会 ④外部専門機関(ケースに応じた構成委員)	【校内】校長, 教頭, 生徒指導主任, 人権教育主任, 養護教諭, 関係者 【校外】まちづくりセンター長, 社会福祉協議会長, 主任児童委員, PTA会長 市教委, SC, SSW, 警察, 弁護士, 医師